25　法第二十条第三項第十二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一　前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二　災害復旧のために行われるものであること。

26　法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、法第二十条第三項第十四号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第十一条第二十二項中「第十三条第三項第九号」を「第二十条第三項第十号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第二十一条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十三条第三項第八号」を「第二十条第三項第九号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第二十四条第三項第三号」を「第二十二条第三項第三号」に改め、同項第一号ロを次のように改める。

ロ　海域公園地区

第十一条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十三条第三項第七号」を「第二十条第三項第八号」に改め、同項第二号中「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十三条第三項第六号」を「第二十条第三項第七号」に、「第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十三条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項第二号中「第十三条第三項第五号又は第十四条第三項第一号」を「第二十条第三項第六号又は第二十一条第三項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十三条第三項第四号」を「第二十条第三項第五号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十条第四項及び第二十一条第四項」に改め、同項第三号中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第六項又は第二十二条第三項」に、「第十四条第六項」を「第二十一条第六項又は第二十二条第六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十三条第三項第三号」を「第二十条第三項第四号」に、「第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同項第一号中「第十三条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に、「第十三条第三項第三号」を「第二十条第三項第四号」に、「第十四条第三項第一号及び第二十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号」に改め、同項第一号ロ中「海域公園地区」を「海域公園地区」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十三条第四項及び第十四条第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同項に次の一項を加える。

15　法第二十条第三項第三号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二　当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十一条の二中「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に改める。

第十一条の三中「第十三条第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第三号ニ中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十三条第三項第三号及び第八号」を「第二十条第三項第四号及び第九号」に改め、同条第五号中「第十三条第三項第五号」を「第二十条第三項第六号」に改める。

第十二条中「第十三条第九項第三号」を「第二十条第九項第四号」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同条第六号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第十号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十号の四の次に次の一号を加える。

十の五　受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第十二条第十七号の次に次の十八号を加える。

十七の二　宅地の木竹を損傷（法第二十条第三項第三号の環境大臣が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）すること。

十七の三　自家用のために木竹を損傷すること。

十七の四　生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の五　農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の六　漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の七　枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十七の八　病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の九　災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十　施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十一　電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

十七の十三　国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十四　国定公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第三項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五　環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十七　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は操作その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十八　土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の十九　法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。